

平成29年度事業計画

● 基本方針

当法人は本年3月に71年目の新たな一步を踏み出した。

平成29年度は、法人の基盤となる第1類正会員（以下、地区協会）はもとより、地区協会本会員との連携を深めつつ、法人運営の健全強化をより一層充実させ、確固たる組織づくりに取り組むこととする。

国と道が進める「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」及び公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（以下、アイヌ文化財団）の行う各種事業の執行や内容充実を図るため、各関係機関との連携を保ちながら、長期的な視点に立った政策検討や事業実施について、積極的に取組みを進めていく。また、国が取り進める「民族共生の象徴となる空間」については、アイヌからの意向も反映し着々と準備が進められており、2020年の開設に向けアイヌ民族の心の拠り所となるよう積極的に働きかけていく。

「先住民族の権利に関する国際連合宣言（以下、国連宣言）」を参照し、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（以下、有識者懇談会）」報告書に基づく施策の実現とともに、「アイヌ文化振興法」制定時に残された課題を始め、先住民族アイヌに関する総合的なアイヌ政策を確実に推進していく根拠となる新たな法律の制定（立法措置）について、国民理解を促進しつつ2019年に目途として取組を強化する。

このことは、明治以降の歴史的経緯から、また、国連人種差別撤廃委員会における政府代表の発表にもあるとおり、国の責任で取り組むべきことであり、内閣官房長官を座長に現在設置されている「アイヌ政策推進会議」など、アイヌ総合政策の窓口である内閣官房を中心に関係省庁に積極的に働きかけ、その取組みを推進していく。

<2つの項目>

- 1 組織・活動強化の推進
- 2 事業の推進

1 組織・活動強化の推進

1 要請活動等の展開

先住民族アイヌに関する総合的なアイヌ政策を確実に推進していく根拠となる新たな法律の制定（立法措置）については、超党派議員連盟『アイヌ政策を推進する議員の会（代表世話人 今津寛衆議院議員）以下、「国会議員連盟」』をはじめとした国政や関係行政機関、マスコミなどに対し引き続き働きかけていく。

「国連宣言」や「人種差別撤廃条約」の内容についての国内理解を進めるとともに、先住民族関連の国際会議などの情報を入手し、我が国における先住民族の認知がより一層定着する活動を続けていく。

また、北海道大学アイヌ・先住民研究センターとの協働による啓発・研修活動等を進め、各種学会などへ所要の要請を行う。人権啓発活動等に取り組む（公財）人権教育啓発推進センター、反差別国際運動等との情報交換、連携なども進めていく。

（１）「アイヌ文化振興法」の施策活用

アイヌ文化の伝承・保存活動への取組みを推進するため、各地区協会はもとより、各古式舞踊保存会などで会員一人ひとりがこの施策を有効に活用できるよう、事業の周知と実施方法についての助言、助力を行う。

アイヌ文化財団助成事業等の助成申請手続きについては、役員はじめ協会関係者間の協力による適正な事業実施が行われるよう透明化を図り、組織内部の倫理高揚、確認点検体制の整備強化に引き続き取組んでいく。

「アイヌ文化振興法」施行後20年を迎える。アイヌ文化財団の各種助成事業の活用も定着化しているが、より良い事業展開に向けて、長期的な視点に立った方策の検討や事業の改善、拡充などを求めている。

（２）政府並びに各政党に対する働きかけ

政府における一連の取組みをさらに推し進めていくとともに、超党派での国会議員を中心に賛同議員を掘起こし、支援を呼びかけていく。

「独立国における先住民・種族民に関する条約（ILO第169号条約）」及び「市民的及び政治的権利に関する国際条約の選択議定書」早期批准とともに、日本加入の「人種差別撤廃条約」などに基づく政府報告書の提出などの具体的取組みがより良く促進されるよう国や関係機関に働きかける。

また、昨年３月に女性差別撤廃委員会から出されたマイノリティ女性に関する勧告についても、内閣官房の取組課題とされたことから、アイヌの意見を反映させるため、あらゆる機会をとおしてその促進を働きかける。

「アイヌ民族に関する法律（アイヌ新法）」の柱は、①法の基本理念としてアイヌ民族に対する差別の根絶 ②民族特別議席の付与 ③教育・文化の振興 ④経済対策 ⑤自立化基金の設置 ⑥アイヌ民族政策を検討する審議機関の設置であったが、このうち文化面のみの内容が「アイヌ文化振興法」として制定された。審議機関の設置については、「アイヌ政策推進会議」がその役割を担っているところだが、アイヌ総合政策の窓口である内閣官房に対して、双方向で協議検討が深まるよう働きかけていく。

「アイヌ文化振興法」制定時には、衆参両議院の付帯決議に「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策に対する支援の充実に、今後とも一層務めること」とあること、さらには昭和５９年協会総会決議に立ち返り教育、参政権などの課題検討も含めながら、関係機関などに働きかける。

また、北海道が策定した「第３次アイヌ生活向上推進方策」の効果的な実施とともに、平成２９年度に実施される実態調査結果を踏まえた生活向上施策の拡充と「国連宣言」に基づく新しい「アイヌ政策のあり方」に体系づけるなど立法措置の下に国策として位置づけるよう要請する。

（３）象徴空間整備に関する施策の推進の働きかけ

2020年４月に開設される象徴空間の整備、管理運営については、先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に立ち、国が中心となり担うべきであることを強く働きかけていく。

一方、象徴空間の一体的な運営には、アイヌの主体的参画を確保することが最も重要な観

点であることから、一体化に向けた準備に協力連携していく。

また、アイヌ文化には地域の特徴があり、それぞれの地域が尊重されなければならない。象徴空間整備とイオル事業が密接に連携し、他地域との強く太いネットワークの構築が重要である。

象徴空間整備事業が、アイヌ民族全体に反映されるよう、当法人として引き続き積極的に参画・協力していく。

- 宿泊体験を含めた体験交流メニューの拡充
- 計画的な人材育成に向けた取組の充実
- アイヌ語復興に向けた取組の充実
- 確固としたアイヌ自らの参画

(4) 遺骨・慰霊施設整備

アイヌ遺骨の慰霊施設への集約については、人権に関わることから慎重かつ早急に進めることとし、遺骨承継者に返還できる遺骨を除き、速やかに当該施設に納め、一刻も早く尊厳ある慰霊の体制を確立していく。

また、地域返還についての具体的検討が速やかに行われるよう引き続き働きかけていく。

遺骨と副葬品の可能な限りの原形回復を行い、民族共生の象徴や歴史的意義を持たせ追悼を通して新しい人権文化を発信する場を提供するとともに、将来への禍根を残すことのないよう返還、保管、研究等のあり方を検討していく。

- 慰霊施設
 - ・慰霊施設整備集約後のイチャルパのあり方（国、大学、協会等）
 - ・慰霊空間造成に伴うカムイノミの実施のあり方（開発局、協会等）
- 博物館等保管の遺骨の返還・集約
 - ・返還・集約の基本的考え方
- 海外の博物館等保管遺骨の返還
 - ・返還交渉の基本方針
 - ・ドイツ遺骨の返還についての取組
 - ・海外流出遺骨等の調査のあり方等
- 研究の在り方学協会等三者（協会、日本人類学会、日本考古学協会）円卓会議（RT）への参画
 - ・「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方」の取りまとめと周知

(5) 農林漁業対策の推進

① アイヌ農林漁業対策事業

農林漁業対策については、地域の営業実態に応じた生産基盤や近代化施設の整備を進めるため、引き続きアイヌ農林漁業対策事業の積極的な活用を図るとともに、地区協会への制度理解を深める。

ここ数年来、予算の減額傾向が続いており、とりわけ、農林漁業対策事業の需要が近年予算を上回ることから、平成29年度以降の予算措置に向けて働きかけていく。

- 1) アイヌの意向を踏まえた農林漁業の経営改善が図られるよう、団体の意見を集約し各市町村等へ要望していくとともに、あわせて市町村などの整備計画の内容を協会事務局に報告することを督励し、組織間の連携により事業の効果的な実施を図る。
- 2) 事業の補助率2/3の確保と採択基準が対象地区内のアイヌ戸数が原則5戸以上から3戸以上に、かつ受益者全体の5割以上など採択要件の緩和がされたことをうけ、事業の効率的な運用や近代化施設整備事業の対象拡大について、地元アイヌ農林漁家の意向聴取に応じて進める。
- 3) アイヌ文化に根ざした農林漁業事業の新規取り組みなど、新たな農林漁業の形態、新規従事者の支援につながる方策の検討を進める。

② 各種資金制度の活用

各種資金制度の活用が図られるよう、道などとの連携を図りながら制度の周知に努める。

(6) 住宅対策の推進

住宅の改善を促進するため、新築・改修及び宅地取得資金の貸付金の増額を要請するとともに本制度が円滑に推進されるためにも貸付金の償還が適切に行われるよう指導する。

- ① 貸付限度額の引き上げとともに、貸付利率の引き下げを要請する。
- ② アイヌの居住している市町村のうち、住宅条例が設置されていない市町村に対して条例設置を求める。
- ③ 災害などによる償還猶予及び免除措置についての検討を関係機関に要請する。
- ④ 住宅資金の償還金滞納は、他の会員の住宅建築に影響を与えるものである。本制度が円滑に推進されるためにも貸付金の償還が適切に行われるよう指導する。

(7) 先住権、人権に係わる機関・組織等に対する働きかけ

- ① 法務省の啓発事業「アイヌの人々の人権擁護の観点からの啓発」への協力、「人種差別撤廃条約」並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、(公財)人権教育啓発推進センターなどとの連携により人権教育の推進に努めるとともに、イランカラブテキャンペーンなどの啓発事業の充実や各種人権啓発DVDの活用などにより、人権思想の普及・啓発に取り組む。
- ② アイヌ民族の先住域である千島、樺太、北海道などの歴史的な実証資料や図書資料の収集につとめる。国内外での歴史的経緯の認知を広める方途などについて引き続き検討を積み上げていく。

北方領土返還運動については、アイヌ民族の存在について触れられないまま交渉が進められているが、先住民族アイヌの認知のもとに行政や関係機関が運動展開するよう基本的な姿勢を伝えていく。

当法人活動への理解促進、アイヌ史の正当な位置づけを求めるため、歴史学研究会、日本考古学協会、日本文化人類学会、日本人類学会などの各種学会や北海道大学アイヌ・先住民研究センターに対し「アイヌ学」や「アイヌ史」の構築に向けて、働きかけと協力、連携を図る。

- ③ 先住民族が主体となって開かれる各種国際会議について、その効果を見極めながら対応していく。
- ④ 国連への諮問資格をもつ反差別国際運動、市民外交センターなどと情報交換しつつ、先住民族の認知や人権環境の改善のために効果的な活動を進める。
- ⑤ 持続可能な森林管理等環境保護や先住民族の慣習的権利の確認等につながる国際森林認証制度に対し、各地区協会と連携協力しながら取り組んで行く。

森林認証制度は、適切に管理された森林を評価し、そこから産出された木材や製品を認証することで、環境的・社会的・経済的に持続可能な森林を管理することを目的とした制度で、熱帯雨林の乱伐、違法開発の防止が始まり、森林と密接な関係にある先住民族の伝統的な生活と文化を守るための林業でなければならないとの考え方を原則としている。

○国際森林認証制度

- ・ F S C国内基準案の策定への協働とガイドライン等作成
- ・ P E F C／S G E Cの基準のあり方への継続的な取組

(8) 伝統的生活空間再生の働きかけ

イオル事業については、民族象徴空間運営に深く関わっていくことから、イオルの実施地域の実施状況を踏まえつつ、アイヌ文化振興法に基づく事業から「広義の文化政策」として効果的な事業を求めていく。

事業実施に必要となる財源確保について国及び道に引き続き働きかけていく。

(9) 自主的啓発活動の推進

法人本部はもとより各地区協会においても、本会員がアイヌ民族としての意識を高められるよう、アイヌ協会の運動方針について情報提供すると共に「国連宣言」や「人種差別撤廃条約」の趣旨とその活用方法を理解するため、あらゆる機会をとらえて自主的な啓発活動の推進を図っていく。

あわせて先駆者の集い、ホームページ、冊子、チラシ、道の啓発誌、DVDなどをとおして、平時継続的な周知を行っていく。

(10) ホームページの充実

ホームページを活用し、アイヌ民族関連の情報の発信に努めると同時に、新規会員の募集、賛助会員の入会案内、民芸品等の販売促進も積極的に行っていく。

(URL : <http://www.ainu-assn.or.jp>)

(11) 「アイヌ文化交流センター」の運営への協力

全国に向けたアイヌ文化の発信拠点として、東京都に設置されている「アイヌ文化交流センター」との連携を図り、事業運営等に協力していく。

(12) 道外在住アイヌに対する施策実現への働きかけ

関東域の関係団体・個人と連絡を密にして情報共有し、協力体制のあり方などについて、継続的に意見交換を進める。

また、当法人が国に求めている全国的な総合的施策が確立されるよう協力連携していく。

平成26年度から開始された「道外アイヌの人々のための奨学金制度」についても、その対象者認定実施機関として積極的に協力していく。

(13) アイヌ生活等実態調査への協力等

国においては、法的措置の検討に向け、平成29年度に実態調査（国委託、協会受託）を実施する予定であり、また道においては国の要請を受け、アイヌ生活実態調査を1年前倒しで実施することとしている。こうした国や道の取組に対して積極的に協力、協働を行っていく。

(14) 北海道大学アイヌ・先住民研究センターとの事業連携

平成18年度「北大アイヌ生活実態調査」の結果は、「有識者懇談会」の報告書や人種差別撤廃委員会のアイヌの人権状況審査などにも活用されてきた。

これまでの相互協力の実績を踏まえ、同センター実施事業への協力を行うとともに、当協会事業に対するセンター教員等の支援協力を求める。

(15) 北海道博物館（旧北海道開拓記念館）と統合したアイヌ民族文化研究センターとも協力、連携を密にしていく。

(16) 教科書等のアイヌ民族に関する調査研究

小中学校使用教科書のアイヌ民族に関する記述については、今後も引き続き、学習指導要領改訂の中に、民族固有の系統的な歴史的事実を反映した記述のあり方が盛り込まれるよう、内閣官房をはじめ文部科学省に働きかけると同時に、教科書出版会社等にも働きかけていく。

また、道内各市町村教育委員会には「アイヌ民族：歴史と現在」（公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構編）等の有効活用を働きかける。

(17) 教育相談員の配置等

子供に対するいじめや差別問題、さらには児童・生徒の学力不振などの様々な教育上の問題に対応するため、アイヌが居住する市町村教育委員会に教育相談員配置の実現に向けた働きかけや具体的取組みなど、地元の意向に即し支援するなど、適宜、道教育委員会に教育環境の改善のため連携や要請をしていく。

(18) 図書・刊行物等の過誤対応

図書、各種出版物や観光資料などの記述に過誤があった場合は、速やかに改善を求めていくとともに、観光バスガイドテキストの有効活用、（公社）北海道観光振興機構に設置された「アイヌ文化部会」など関係機関と連携、協力しながら正確な知識の普及に努める。

(19) 「記念事業等のあり方」対応

最近では、市町村の記念事業において、「開基〇〇年」といった文言は使用されなくなったが、記念事業を予定する市町村に対しては、先住民族アイヌについての理解を求めるなど必要に応じた適切な対応を図る。

2019年には、蝦夷地から北海道に改称され150年を迎える記念事業が予想されることから、先住民族アイヌの存在や歴史文化について正しい理解の基に進められるよう求めていく。

2 組織の強化

(1) 団体会員等との連携強化

当協会は、本年3月に創立以来71年を迎えた。これまでの70年の先人達の取り組みに学び、若いアイヌの子弟が自信と誇りを持ち、希望を託せる未来を切り拓いていくために、本会員、地区協会、役員が心をつなげて、確実に歩み続けていかなければならない。

今後の体制強化には、各地区協会（団体）や会員（本会員）への情報提供を密にし、各地の意向を把握すると同時に協議・連携、そして組織の意思統一が更に重要となることから、各地区協会の活動支援や運営に関する相談にも積極的に応じていく。

また、平成26年度から継続している「会員研修事業」を有効に活用し、会員の意識の向

上と組織連携や強化を図る。

新しい法律が制定されることの対応を想定しつつ、統制のとれた組織作りのため、地域選出の役員が地区協会の総会などに出席し支援に努める。

(2) 立法措置による全国展開のアイヌ施策へと具現化

先住民族アイヌに関する法制定には、個人認定に基づいた地位の確立によって初めて主体の設定が可能となる。文化に偏らない、総合的なアイヌ政策を全国規模で展開するための、新たな法律の制定を求めて取り組んでいきます。

平成32（2020）年に象徴空間の一般公開が予定されていることから、その前年を目途に立法措置がなされるよう、引き続き働きかけていきます。

そのために、当協会は、国民理解を得ることを最重要課題と認識し、役員は、会員や地区協会と心をつなげて取り組むよう努力するとともに、これまでの協会、道、国における立法措置の検討経過を踏まえ、理事会等において具体的に論議、検証し、国に対し立法措置がなされるよう、意見、提言等を行うよう努めていきます。

(3) 国際文化交流事業の推進

アイヌ民族の誇りや精神文化を次世代へ継承していくことは重要であり、海外先住民族との交流体験等をとらえてアイヌ民族としての自覚、自尊意識を醸成する機会が得られる国際文化交流事業は大きな成果を得ている。

アイヌ文化財団では、平成24年度から青少年の海外研修事業を直轄事業としていることから、この事業への協力、会員子弟への参加奨励など、組織強化につながる人材育成事業を支援していく。

(4) 会員研修事業の開催 平成30年3月（札幌市、予定）

協会理事会と各地区協会は常に情報を共有し密接な連絡調整を保つことが重要であることから、団体代表者等が一堂に集い、研修・意見交換することにより円滑な活動が図られるよう努める。

(5) 地区別懇談会の開催

「アイヌ文化振興法」の活用や協会活動などへの理解と参加促進、団体活動の活性化と団体組織の強化を図るため、各地区協会が抱えている課題や実情に応じた地区別懇談会を開催する。特に、本会員が20名以下の地区協会が半数をしめることから、その活動を支援するため地区役員・職員が出向き懇談や相談に努める。

(6) 青年女性対策の推進

組織の強化を図るためには、青年・女性層の積極的な活動参加が必要である。

女性差別撤廃条約や複合差別についての理解促進、国際文化交流事業に関連した青少年の育成・研修も支援していく。青少年国際交流参加者相互の交流の絆を強めるための支援策並びに、女性・青年の理事会傍聴を奨励していく。

青年・女性会員の研修を深め交流を広げることを目的に、次の取り組みを行う。

「青年・女性の集い」の実施

- ・開催地：国立日高青少年自然の家（予定）
- ・時期：平成29年9月の土・日（予定）

(7) 各種相談員の合同研修会などの実施

会員の生活・経済の向上と団体活動の活性化を図るため、生活・職業・教育相談員、さらに経営改善普及指導員による合同研修会やブロック別研修会を開催する。

◆合同研修会

時期：平成29年7月 調整中

場所：札幌市

◆ブロック別研修会

各種事業の実施と合わせて開催

(8) 連帯意識の高揚

アイヌ民族の組織として、自らがその構成員であるといった連帯意識のもとに、相互の責任感を高めることに努める。

各種貸付金の返還についても、各個人の責任において必ず履行されるよう償還義務の確認、連絡徹底を図っていく。

なお、過年度未償還問題の解消のため、借受者、連帯保証人に返還意志や誠意が見られない場合には、適切な本人打診の後、訴訟等の厳しい対応を採っていくこととする。

(9) 生活館活動の充実

① 生活館運営と団体活動とは、常に密接な連携が必要であることから、団体関係者の生活館運営審議会への参画を進めるとともに、地域の人たちとの交流の促進に努める。

② 生活館活動推進事業の計画及び実施について、団体と市町村が密接な連携のもとに進められるよう引き続き支援する。

③ 市町村に配置されている生活相談員の報酬引上げなどの要請及び北海道アイヌ生活実態調査の結果に基づき生活相談員の増配置や生活館運営費の開示に向けて関係市町村などに必要に応じ個別に働きかける。アイヌ居住市町村に配置されているアイヌ生活相談員は、これまでアイヌ施策の推進に大きく貢献してきた。

今後進められるアイヌ政策の推進に関しては、その継続拡充、待遇改善等、実態に即した制度上の位置づけについて、抜本的な改善を図られるよう「アイヌ生活向上推進方策検討会議（仮称）」での協議も併せつつ関係機関に要請する。

(10) 市町村への働きかけ

市町村が行っているアイヌ関連施策の充実、生活格差の是正等、引き続きアイヌ施策や推進体制が充実するよう働きかけを行う。

また、アイヌ民族に関する新たな法律の制定を求めるためには、広く道民の理解が必要であることから、未提出の市町村議会に対しては、国への法律制定を求める意見書提出について引き続き協力を要請していく。

(11) 財政基盤の強化

国・道の財政状況は厳しいと予想される。

アイヌ施策に必要な予算確保を最大限に努めていくが、当法人の予算編成も危機的財政状態にあることから、継続して効率的、緊縮的な運営を徹底、中長期的な自主財源の基盤を確保するために、公益社団法人の認定を最大限活用しつつ、引き続きその活路を検討する。

また、賛助会員の募集など、個人、団体・企業等の支援を受けて自主財源の確保に努める。

3 会務の運営

(1) 理事会などの審議の充実

総会で議決された事項及び会務の執行を適正かつ効果的に推進するため、理事会を年4回程開催するとともに、役員研修・連携会議を実施し審議の充実を図る。

(2) 監事の監査機能の充実など

協会の業務、会計事務の適正執行に努めるとともに、監事による監査を定期的（11月及び4月）に実施するなど、監査機能の充実を図る。

池田明聰公認会計士に、外部監査の立場で監査業務を担っていただき、引き続きの指導をお願いする。

また、北海道監査委員による監査、北海道総務部、出納局による業務指導監査など行政監査に対応するとともに、協会本部から団体への各種助成事業に関する事業内容や会計処理等について、支援強化を図る。

2 事業の推進

(1) 社会的地位の向上に関する啓発と施策の推進

先住民族アイヌに関する知識の普及と理解促進のため、一般市民及びアイヌ当事者に対し、国際人権規範や人種、民族等に係る情報収集や対面交流等、適切かつ効果的手法により各種広報・啓発を行う。

① 広報紙「先駆者の集い」の発行

年3回（B5版p.8）各4,500部発行。協会団体会員本会員、賛助会員や行政機関、研究者等に無料配付。

② ホームページによる情報発信

昨年度改新したホームページにおいて、アイヌ協会の取組や活動方針、先住民族アイヌに関する情報（組織概要、アイヌ史年表、国連活動、民芸品事業者、観光ガイド等）を発信する。

③ 「2017年 国際先住民族の日記念事業」の開催

「国際先住民族の日」制定趣旨とアイヌ民族の歴史・文化・現状についての啓発と教育を進める。

日 時：平成29年8月5日（土）10:00～15:00

場 所：かでる2・7 4階大ホール

講演：「先住民族の人権と自然人類学研究—その今日的意義について（仮題）」

日本人類学会会長（国立科学博物館副館長兼人類研究部長）篠田謙一氏

④ 「2020年 東京オリンピック・パラリンピック」開催に向けたアイヌ文化発信の取組

2020年に開催される「東京オリンピック・パラリンピック」でアイヌ文化を世界に向けて発信していくために平成27年度から検討を開始した。

本年度は、「誰に、何を、どう効果的に訴えていくのか」というコンセプトを明確にし、

演示の全体調整を具体的に進めていく。

平成29年度は引き続き、演出等を担える人材を加えアイヌ文化発信の内容（パフォーマンス）の検討や人材育成などの取組について、道内の保存会や道内外のアイヌ関係団体等と協力連携し進めていく。

世界に発信する絶好の機会として、内外の賛同者を得るための呼びかけてを行っていく。

検討会：全体会議4回程度

場 所：札幌市内

（２）各種貸付金の貸付

道内に居住するアイヌの生活向上や生活環境整備の支援のために、福祉（緊急使途支援）、環境整備（浴室、墓碑整備）、入学一時（大学、私立高校、専修学校）資金を使途に応じて貸付する。

①福祉資金（緊急に生活資金が必要となった者への貸付／無利子・年度内償還）

- ・貸付限度額10万円以内

②環境整備資金（浴室・墓碑整備に要する費用の貸付／無利子・据置き期間は貸付日の属する年度末迄。その期間経過後2年以内の償還）

○浴室整備資金

- ・貸付限度額20万円以内

○墓碑整備資金

- ・貸付限度額30万円以内

③入学一時資金（大学・私立高校・専修学校の入学時に要する費用の貸付／無利子・据置き期間は2各資金種別の修業年限以内経過後3年以内）

○大学入学一時資金

- ・貸付限度額30万円以内

○私立高校一時資金

- ・貸付限度額20万円以内

○専修学校一時資金

- ・貸付限度額30万円以内

（３）職業の確立及び教育の振興に関する施策の推進

道内居住アイヌの就労、就職に係る技能向上や各種免許取得等の所要経費の助成並びに就職相談や求人開拓等に携わるアイヌ雇用推進員設置による指導、アイヌ民工芸品生産者を対象に販路拡大や就業支援、技能向上などの各種支援策を推進する。

また、道内外アイヌの教育等、施策や制度の受給資格要件に係るアイヌ民族の系譜等の確認や承認の通知など、広く職業、教育を推進、支援する。

①就職奨励事業

○就労や就職に係る支度費用や就職条件のための「就職支度資金」、「自動車等免許取得資金」などの所要資金を助成する。

- ・就職支度資金23,760円

- ・技術習得資金50,000円以内

②アイヌ雇用促進事業

○アイヌの雇用促進に対処するため雇用推進員を設置、就労・就職相談や求人開拓等によりアイヌの雇用と生活安定の促進を図る。

- ・全道13カ所のハローワークに雇用推進員を設置する。

③アイヌ中小企業振興対策事業

○アイヌ民工芸品生産者の販路拡大や後継者育成、さらには新製品開発や需要喚起、民工芸等の製作技術や文化の普及・理解促進を図るため「アイヌ民芸品展示会」を開催する。

- ・会 場：道内3回（新千歳空港他） ※調整中
道外1回 ※調整中
- ・内 容：アイヌ民工芸品の展示、製作体験ワークショップ
アイヌに関するビデオ、パネル展示 他
アイヌ古式舞踊等の公演（道内会場のみ）
パンフレット制作（アイヌデザイン）

○アイヌ民工芸品の製作技術の向上や新商品の開発、アイヌ民族資料の調査研究及び経営研修などを進める「工芸者技術研修」を行う。

<道外研修>

国立民族学博物館の「外来研究員制度」を有効活用した研修を実施する。

また、国立民族学博物館の研修終了後、先進地域を訪問する機会を設け、製作技術の継承に向けた実践例や販売促進にかかる取組などについて視察研修する。

- ・研修先：国立民族学博物館、天理大学附属天理参考館 他
- ・期 間：14日間（移動日を含む）平成30年2月（予定）
- ・人 数：4人以内

<道内研修>

北海道内の研修として熟練工芸家からの技術指導や専門家から経営や販売促進に必要な知識を得るセミナーを開催し、技術の向上と後継者の育成、新規参入を促す。

- ・研修地：札幌及び指導者の工房等
- ・期 間：平成29年12月～平成30年2月 3ヶ月程度（1泊2日×6回）
- ・人 数：4人以内

④「アイヌプロダクツ（アイヌ協会活動促進費）」事業

アイヌの伝統工芸と現代的デザインを融合した新たな商品開発を促進し、よってアイヌ事業者の生活向上と経営の安定を図る。

<事業内容>

アイヌ工芸作家からデザインを公募、デザインカタログを制作し、広く一般企業向けにアイヌ文様やデザインを提供、活用を促す。

アイヌ文様等のデザイン使用料（著作権料）を徴収し、基金としてアイヌプロダクツの運用管理に充てる。

(4) 民族文化の保存・伝承及び発展に関する施策の推進

アイヌ語をはじめアイヌ文化の伝統や慣習の実践、再活性化を図るとともに自らの文化的表現を維持し、保護し、発展させる。

①アイヌ伝統工芸展開催事業

- ・日 程：平成30年2月<予定>
- ・会 場：かでの2・7・1階展示ホール

②アイヌ民俗文化財伝承・活用事業（道教委委託事業）

○アイヌ民俗文化財理解のための用語や伝統技術の習得、民俗芸能の伝承等の講座を開設し一般市民及びアイヌ同胞への伝承普及等を図る。

- ・アイヌ民俗技術伝承講座 1回 1.5時間、年12回
- ・アイヌ民俗芸能伝承講座 1回 1.5時間、年8回
- ・アイヌ民俗文化財総合伝承講座 1回 2日間、年1回
- ・アイヌ民俗技術・芸能伝承講座発表・展示 1回 1日間、年1回

③アイヌ民族文化祭事業

○アイヌ文化公演等の公開、発表を行い、併せて国連の先住民族の人権進展、文化・歴史等を一般市民に紹介する。

- ・名 称：アイヌ民族文化祭 2017
- ・日 程：平成29年11月<予定>
- ・会 場：旭川市民会館 小ホール

(5) 諸民族との交流及び情報交換

文化交流等を中心とした異民族交流を行い、人種、民族間の相互理解や経験、知見の交換等を促進する。

①国内文化交流事業

○北海道大学及び札幌医科大学イチャルパ（供養祭）など、古式に則る先祖供養の実施により伝統文化の体験交流と技能習得による保存活動を実施し、併せて人類学等の研究者、大学関係者との遺骨返還方法等の協議や研究成果の社会還元、相互理解等を図る。

「北大イチャルパ文化交流の集い」－北海道大学アイヌ納骨堂におけるイチャルパー

- ・日 程：平成29年8月4日（金）<予定>
- ・場 所：北海道大学医学部敷地内「アイヌ納骨堂」

「札幌大イチャルパ文化体験交流の集い」－札幌医科大学におけるイチャルパー

- ・日 程：平成29年10月4日（水）<予定>
- ・場 所：札幌医科大学構内

○文化理解の促進と伝承活動の活性を図るため、アイヌ古式舞踊の保存団体を招聘した「芸能交流会」を開催し、各地に伝わる舞踊や歌、楽器演奏等を一般市民やアイヌ同胞に紹介する。

- ・日 程：平成29年9月23日（土・祝）
- ・会 場：真歌公園広場（新ひだか町静内真歌）

○後継者の育成とアイヌ文化等の理解促進を図るため、北海道アイヌ協会優秀工芸師による「優秀工芸師秀作展示交流会」を開催し、秀逸な作品の展示、技術指導を行う。

- ・日 程：平成30年2月＜予定＞
- ・会 場：かでの2. 7 1階展示ホール

①国際文化交流事業

○「国連先住民問題に関するパーマネントフォーラム」（ニューヨーク国連本部）などの先住民の人権に関する会議等に財源的な環境が整えば極力出席し、各国先住民の自国内での人権環境の把握や文化交流のつながりを設け、情報収集やアイヌ民族の文化、歴史・現状等の情報発信を図る。

「第16会期国連先住民問題に関する常設フォーラム」（毎年開催）

- ・日 程：平成29年5月
- ・場 所：ニューヨーク国連本部

（6）道立アイヌ総合センターの管理

北海道条例に基づき指定管理者として道立アイヌ総合センターの指定管理業務を請け負う。

施設概要

名 称 北海道立アイヌ総合センター

所 在 地 札幌市中央区北2条西7丁目1 かでの2. 7 7階

主要施設 資料展示室／図書情報資料室／保存実習室／収蔵室／資料閲覧室／管理事務室（維持管理に関する業務）

- ・保守管理業務→設備、備品、資料の保守管理（運営に係る業務）
- ・施設利用に関する業務→利用受付、案内
- ・情報提供に関する業務→資料収集・保管、資料展示室の案内・開設、情報提供
- ・学習事業に関する業務→講習会等の開催、資料提供
- ・管理事業に関する業務→パンフレットの配布、アイヌ文化伝承保存のための普及啓発
- ・利用承認に関する業務→申込書の收受、承認書の交付
- ・災害、事故時対応 →利用者の安全確保、関係機関への連絡通報、応急処置等
- ・各種報告等 →事業報告等
- ・その他 →関係団体との調整等

○一般市民に対しアイヌ民族への理解を深めるため、常設展示や関係図書、史・資料の利活用の促進を図る。施設空間の活用などによりアイヌ文化の体験学習や講習会を実施、伝承と保存活動を推進する。

○自主事業等の実施

（自主企画事業）

- ・アイヌ民工芸品（優秀工芸師、北海道アイヌ伝統工芸展受賞作品）を展示し、優秀作品の鑑賞機会の提供と伝承技術の奨励を促進する。

（広報活動等）

- ・道民カレッジ、講習会周知、かでの広報への施設案内・行事の周知

(7) 人種、民族に関する調査研究及び提言

先住民族アイヌに関する文化的伝統や慣習、歴史、言語、文化遺産、文化的表現を保持、管理、保護し、発展させるため、さらに啓発、教育、普及するために必要な調査、研究等を行う。人種差別撤廃条約を批准した日本での国内法整備の一端としていわゆる「ヘイト法案」の国会審議が行われていることを踏まえ、先住民族アイヌの立場から協会ホームページに「北海道アイヌ協会の人権啓発等の取組についてー我が国における人種的、民族的差別の解消に向けてー」を掲載し協会見解を表明した。

①アイヌ民俗文化財調査事業（道教委委託事業）

○故金成マツ筆録、ユカラ翻訳整理及び伝統的な生産業、民俗技術、口承文芸などの調査、記録保存、収集により、アイヌ民俗文化財の保護、活用に資する。

- ・萱野茂二風谷アイヌ資料館保管の金成マツノートの翻訳整理と原稿化。
表記法等：（筆録原文音素表記・アイヌ語カナ表記・邦逐語訳/対訳）
- ・民俗技術の詳細調査に考察を加え原稿化。

創立70周年を踏まえ平成32年4月の象徴空間一般公開を見据えた 今後の取組（事業計画）について

平成29年3月

公益社団法人北海道アイヌ協会は、本年3月に創立以来71年を迎えた。これまでの70年の先人達の取り組みに学び、若いアイヌの子弟が自信と誇りを持ち、希望を託せる未来を切り拓いていくために、当協会は会員、地区協会、役員が心をつなげて、確実に歩み続けていかなければならない。

そのために、70年間のこれまでの取組を踏まえ平成32年4月の象徴空間の一般公開を見据え、次のとおり、重要課題に関し再検討を深めつつ、取り組みを展開していきます。

I 新たな法律制定を求める取組

- 先住民族アイヌに関する法制定には、個人認定に基づいた地位の確立によって初めて主体の設定が可能となる。文化に偏らない、総合的なアイヌ政策を全国規模で展開するための、新たな法律の制定を求めて取り組んでいきます。
- 平成32（2020）年に象徴空間の一般公開が予定されていることから、その前年を目途に立法措置がなされるよう、引き続き働きかけていきます。
- そのために、当協会は、国民理解を得ることを最重要課題と認識し、役員は、会員や地区協会と心をつなげて取り組むよう努力するとともに、これまでの協会、道、国における立法措置の検討経過を踏まえ、理事会等において具体的に論議、検証し、国に対し立法措置がなされるよう、意見、提言等を行うよう努めていきます。

II 国民理解と活動資金の確保

アイヌ民族に関する新たな法律の制定を求めるためには、道民はもとより国民理解が何より重要であり、それに向けた取組を粘り強く続けていきます。

- ・ 地元北海道議会や市町村議会への法律制定を求める意見書提出の要請活動
- ・ 国会議員や関係省庁への法律制定を求める要請活動
- ・ 新たな法律制定に対する国民理解を増進するための講演会開催等気運の醸成活動
- ・ 新たな法律制定に対する支援者、理解者を広く求めるための署名活動 など

これらの要請活動等を行うための資金を確保するため、企業、団体、個人等を対象に寄附金の募集活動を行っていきます。

Ⅲ 象徴空間整備

- 体験交流・情報発信ＲＴへの参画
 - ・宿泊体験を含めた体験交流メニューの拡充
 - ・計画的な人材育成に向けた取組の充実
 - ・アイヌ語復興に向けた取組の充実
- 運営体制
 - ・アイヌ自らの参画を確固たるものとする

Ⅳ 遺骨・慰霊施設整備

- 慰霊施設
 - ・慰霊施設整備集約後のイチャルパのあり方（国、大学、協会等）
- 博物館等保管の遺骨の返還・集約
 - ・返還・集約の基本的考え方
- 海外の博物館等保管遺骨の返還
 - ・返還交渉の基本方針
 - ・ドイツ遺骨の返還についての取組
 - ・海外流出遺骨等の調査のあり方等
- 研究の在り方学協会等三者（協会、日本人類学会、日本考古学協会）円卓会議（ＲＴ）への参画
 - ・「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方」の取りまとめと周知
 - ・概説書の作成と理解促進

Ⅴ 実態調査

- 法的措置検討に向けた国等におけるアイヌ生活等実態調査への協力等
 - ・平成２９年度生活実態調査（道調査、国と協働）
 - ・平成２９年度実態調査（国委託、協会受託）

Ⅵ 国際人権機関等と協調した取組

- 国際人権条約（条約監視機関：人種差別撤廃委員会、社会権規約委員会、女性差別撤廃委員会ほか）
 - ・政府報告書等への対応（文化享有権、土地・資源、女性差別解消等）
- 国際森林認証制度
 - ・ＦＳＣ国内基準案の策定への協働とガイドライン等作成
 - ・ＰＥＦＣ／ＳＧＥＣの基準のあり方への継続的な取組